

## 議案第14号

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の  
制定について

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

**第1条** 新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例（昭和51年条例第15号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「心身障害者（児）」を「障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「心身障害者（児）」を「障害者等の」に、「提供」を「提供に関する事業」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「心身障害者（児）」を「障害者等」に、「及び講習等の開催」を「、講習等の開催に関する事業」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「の開設」を「に関する事業」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 法第5条第17項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業

第4条第1号中「法第4条第1項に規定する障害者で前条」を「前条」に、「規定する」を「掲げる」に、「もの」を「者」に改め、同条第2号中「有する心身障害者（児）で前条第3号」を「有し、前条第5号」に、「訓練所」を「障がい者作業訓練所」に、「もの」を「者」に改め、同条第3号中「市内」を「前2号に掲げる者のほか、市内」に、「心身障害者」を「障害者等」に、「団体」を「団体で、あらかじめ障害者団体としての登録を受けたもの」に改める。

第5条の見出しを「（使用の許可）」に改める。

第7条第3号中「前2号」を「前2号に掲げるもの」に、「これ」を「この条例」に改める。

第10条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第4条第3号に規定する障害者団体の登録に係る業務

**第2条** 新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改め、同条第3号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市障がい者福祉センターで行う事業に相談支援に関する事業を追加するため、及び障害者自立支援法の一部が改正され、法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。